

宇多津町空家等対策計画（案）に関するパブリック・コメント実施結果

本町では「宇多津町空家等対策計画」を制定するにあたり、「宇多津町空家等対策計画（案）」についてのパブリック・コメント（意見募集手続き）を実施しました。その結果と提出された意見に対する本町の考え方を公表します。

ご提出いただいたご意見は、趣旨を損なわないように要約したり、文言等の調整をしているものがあります。同じ趣旨のご意見についてはまとめて回答します。

- (1) 募集期間 : 令和元年12月25日（水）～令和2年1月15日（水）
- (2) 意見提出者数 : 2人
- (3) 意見数 : 7件

No.	意見の箇所	意見の概要	町の考え方	修正
1	第1章 1-2. 計画の位置づけ (P2)	既成市街地は町の総合計画では「趣あるまちづくり」、景観計画では「伝統的町並みゾーン」に資源を活かしていく方向性が示されている。地域資源や実際の人の動きを把握し、方針や上位計画（総合計画、都市計画）や他計画や施策等（景観計画、古街の名前の導入や歴史資源等の保全活用策、交通計画等）との整合性、すでに行われている調査研究や町家とおひなさんなど住民による活動の蓄積も考慮した上で、空き家に対する対策やアプローチをしていただきたい。景観計画による景観維持策（旧市街地は重点地区）や歴史資源の保全策の活用は、住み手や使い手に永く愛着や誇りを持たせるため、空家対策方法として有効と思われる。	<p>空家等への対策は、町の都市づくりを推進する都市計画マスタープランや、良好な景観形成を図る景観計画とも関連するものがあります。</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、以下の記述に修正します</p> <p>・なお本計画は、「宇多津町総合計画」や「宇多津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「宇多津町都市計画マスタープラン」、「宇多津町景観計画」など関連する計画との整合を図るものとします。</p>	修正有 (P2)
2	第2章 2-3. 空家等実態調査について (P6)	地区別に、戸数や面積に対しての空き家率、空き家・空き地の面積率を聞きたい。	本調査では、面積の調査は行っておりません。今後の空家調査については、より効果的な方法を検討してまいります。	—
3	第3章 3-1. 計画対象地区 (P10)	空き家率は既成市街地が高いことが指摘され、暮らしている実感では、特に浦町・本町・山下地区に空き家が多いのではないかと感じている。個別の空き家発生に対して全町的に対策（解体を促すなど発生対処）を講じること他に、空地になったあとの視点を、エリアや地区単位で考え、都市計画的	<p>空家等は町内のどこでも発生する可能性があり、予防・管理・是正の全ての観点から町全域を対象地区としています。</p> <p>頂いたご意見については、具体的な施策の実施にあたり参考にさせていただきます。</p>	—

		な視点でモデル実践地区を設け、荒廃を食い止め、住民にとって良好な環境を形成していく必要があるのではないか。		
4	第3章 3-2. 計画とする空家等の種類 (P10)	老朽化する町営住宅などの公共空間も含めて、廃墟化や空地化が進む地区がでてくることが想定される。	ご意見を踏まえ、町営住宅等の町有建築物も本計画の対象とするよう修正いたします。	修正有 (P10)
5	第4章 全般(空家等対策に関する取組等) (P13~16)	単純に外観の痛みのみや所有者アプローチで空き家に対処するのではなく、発生している地区の背景や現状、個別資源の価値(歴史性、活用可能性)等なども聞き取り、調査する必要があるのではないだろうか。また、調査結果を住民と共有する必要があるのではないだろうか。実際に、地区に住む住民や活用する団体や個人等と対話する機会を、街中のコミュニティ会館等で設けるなど具体的に設定し、住民と対話し、地域ぐるみで情報を共有しつつ、現実に即し、かつ、宇多津ならではの独自方法を編み出していく必要があるのではないか。	本計画における空家等実態調査は、空家等の分布状況を把握し、利活用の促進及び適正管理に繋げることを目的としております。 空家が発生する背景、状況は多種多様であることから、計画に位置付けた具体的な実施にあたり、頂いたご意見も参考にして進めてまいります。	—
6	第4章 4-2. 空家の適正管理・利活用 (P14)	利活用の面で関係団体との連携とありますが、具体的な策を練り所有者に提示、提案していく必要があると思います。 例えば、所有者が、古くて使えそうもないから、雨漏りもあるし誰も借りてくれないだろうと判断し、解体を選択するケースも多々あります。その時に建築士などの専門家にみてもらい判断したほうが良いですよとアドバイスするだけでも利活用の推進になると思います。	頂いたご意見は、空家等利活用の具体的な実施において取り組んでまいります。 所有者の方が置かれている状況や内容を理解し、ご自身の状況に合った方法を選択できるよう、事例集の作成など情報提供にも努めてまいります。	—
7	第4章 4-2. 空家の適正管理・利活用 (P14)	所有者と活用希望者のマッチングの仕方など、積極的な利活用を推進する計画を望みます。(空家活用室などを設置して地域と連携、サポートをする窓口をつくるなど)	頂いたご意見については、具体的な施策の実施にあたり参考にさせていただきます。	—

なお、本案に直接関係がない一部のご意見については、記載を省略させていただきますが、貴重なご意見として参考にさせていただきます。